

調査対象歯に関する基準

- 1 智歯（親知らず）は除外します。
- 2 「機能する天然の歯」は、重度のう蝕ならびに歯周疾患に罹患していない機能歯とします。
- 3 機能歯については、下記の基準により判断してください。

（1）機能歯と判断される場合

- ア 対合歯が欠損して機能喪失状態の歯でも、対顎補綴処置により機能歯となる時
- イ う蝕については、治療によって機能回復が可能と認められる時
- ウ 歯周疾患では、多少の動揺があっても咬合機能を果たしている時

（2）機能歯と判定されない場合

- ア う蝕や歯周疾患が原因で、抜歯の必要性が認められる歯
- イ 歯の動揺が顕著で、咬合機能を果たしていない歯